

令和5年 議案第20号

「県民の日学校ホリデー」の実施について
上記の議案を提出する。

令和5年4月18日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

説 明

この案を提出するのは、愛知県による「あいち県民の日」の制定に伴う「あいちウィーク」期間中に県下一斉に実施する事業の一つである「県民の日学校ホリデー」として学校休業日を設定するからである。

「県民の日学校ホリデー」の実施について

1 趣旨

愛知県で制定された「あいち県民の日」に伴う「あいちウィーク」(11月21日から27日まで)に、県民の日に関する啓発等のため県下一斉の事業の一つとして「県民の日学校ホリデー」を実施するにあたり、みよし市内小中学校において学校休業日を設定する。

2 内容

「県民の日学校ホリデー」は「体験的学習活動等休業日」として、子どもたちが家族等と一緒に、地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深める体験的な学習活動等に参加することをおして、愛知への愛着と県民の誇りを持つことができるよう環境を醸成するとともに、保護者の有給休暇の取得を促す。

3 実施日

本年度は、既に決定している市内小中学校の学校行事や兄弟姉妹のことなどを考慮し、中学校区ごとに次のとおり設定する。

(1)令和5(2023)年11月24日(金)

北部小学校、三好丘小学校、緑丘小学校、黒笹小学校、北中学校、三好丘中学校

(2)令和5(2023)年11月27日(月)

中部小学校、南部小学校、天王小学校、三吉小学校、三好中学校、南中学校

4 実施日設定根拠

みよし市立学校管理規則(昭和33年三好町教育委員会規則第2号)第6条第2項第5号による